

<福島第一原子力発電所プラント状況等のお知らせ>

(日報：平成 24 年 9 月 5 日 午後 3 時現在)

平成 24 年 9 月 5 日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

福島第一原子力発電所は全号機（1～6号機）停止しています。

1号機（廃止）

- 平成 23 年 3 月 12 日午後 3 時 36 分頃、直下型の大きな揺れが発生し、1号機付近で大きな音があり白煙が発生しました。水素爆発を起こした可能性が考えられます。
- 平成 23 年 3 月 25 日午後 3 時 37 分より原子炉への淡水の注入を開始し、現在は外部電源から受電した電動ポンプで淡水の注入を行っています。
平成 23 年 12 月 10 日午前 10 時 11 分、給水系配管からの注水に加え、炉心スプレイ系注水配管から原子炉への注水を開始しました。
現在の注水量は給水系配管から約 $3.1\text{m}^3/\text{時}$ 、炉心スプレイ系注水配管から約 $1.9\text{m}^3/\text{時}$ です。
- 平成 23 年 4 月 7 日午前 1 時 31 分、原子炉格納容器内へ窒素ガスの注入を開始しました。
- 平成 23 年 8 月 10 日午前 11 時 22 分、使用済燃料プール冷却浄化系の代替冷却装置によるプール水の循環冷却を開始しました。
- 平成 23 年 11 月 30 日午後 4 時 4 分、原子炉圧力容器へ窒素封入操作を開始しました。
- 平成 23 年 12 月 19 日午後 6 時、原子炉格納容器ガス管理システムの本格運用を開始しました。
- 平成 24 年 9 月 4 日午前 10 時 30 分、原子炉格納容器ガス管理システムで測定している水素濃度および希ガス（クリプトン 85）濃度が間欠的に上昇する現象の検証として、原子炉建屋 1 階に敷設済みの窒素封入ラインから、水素が滞留していると推定される圧力抑制室上部に窒素を封入し、滞留している水素およびクリプトン 85 をドライウェルに押し出すことにより、ガス管理システムにより圧力抑制室上部における水素およびクリプトン 85 の滞留の有無の確認を開始しました。同日午後 4 時 37 分、圧力抑制室上部への窒素封入を停止しました。なお、本作業に伴い、原子炉格納容器の水素濃度の値が 0.54%（9 月 5 日午前 11 時現在）となっていますが、可燃限界（4%）以下であるため問題はありません。

2号機（廃止）

- 平成 23 年 3 月 15 日午前 6 時頃に圧力抑制室付近で異音が発生、同室の圧力が低下しました。
- 平成 23 年 3 月 26 日午前 10 時 10 分より原子炉への淡水の注入を開始し、現在は外部電源から受電した電動ポンプで淡水の注入を行っています。
- 平成 23 年 9 月 14 日午後 2 時 59 分、給水系配管からの注水に加え、炉心スプレイ系注水配管から原子炉への注水を開始しました。
現在の注水量は給水系配管から約 $2\text{m}^3/\text{時}$ 、炉心スプレイ系注水配管から約 $5\text{m}^3/\text{時}$ です。
- 平成 23 年 5 月 31 日午後 5 時 21 分、使用済燃料プール冷却浄化系の代替冷却装置によるプール水の循環冷却を開始しました。
- 平成 23 年 6 月 28 日午後 8 時 6 分、原子炉格納容器内へ窒素ガスの注入を開始しました。
- 平成 23 年 10 月 28 日午後 6 時、原子炉格納容器ガス管理システムの本格運用を開始しました。
- 平成 23 年 12 月 1 日午前 10 時 46 分、原子炉圧力容器へ窒素封入操作を開始しました。

3号機（廃止）

- 平成 23 年 3 月 14 日午前 11 時 1 分頃、1号機同様大きな音とともに白煙が発生したことから、水素爆発を起こした可能性が考えられます。
- 平成 23 年 3 月 25 日午後 6 時 2 分より原子炉への淡水の注入を開始し、現在は外部電源から受電した電動ポンプで淡水の注入を行っています。
- 平成 23 年 9 月 1 日午後 2 時 58 分、給水系配管からの注水に加え、炉心スプレイ系注水配管か

ら原子炉への注水を開始しました。

現在の注水量は給水系配管から約 2.5m^3 /時、炉心スプレイ系注水配管から約 4.5m^3 /時です。

- 平成 23 年 6 月 30 日午後 7 時 47 分、使用済燃料プール冷却浄化系の代替冷却装置によるプール水の循環冷却を開始しました。
- 平成 23 年 7 月 14 日午後 8 時 1 分、原子炉格納容器内へ窒素ガスの注入を開始しました。
- 平成 23 年 11 月 30 日午後 4 時 26 分、原子炉圧力容器へ窒素封入操作を開始しました。
- 平成 24 年 3 月 14 日午後 7 時、原子炉格納容器ガス管理システムの本格運用を開始しました。
- 平成 24 年 4 月 11 日午後 2 時 47 分、使用済燃料プール塩分除去装置について、本格運転を開始しました。同年 7 月 12 日午前 11 時 17 分、さらに塩分濃度を低減するため、イオン交換装置の運転を開始しました。

その後、イオン交換装置による使用済燃料プールの塩分除去を行っていましたが、放射性物質濃度の影響により、同装置による塩分除去が効率的に進まないことから、3号機で使用していた同装置を4号機へ移設し、4号機使用済燃料プール水および原子炉ウェル水の塩分除去工程を先行することとしました。このため、8月27日、3号機における同装置の運用を一旦停止しました。また、3号機については、今後4号機で使用していた塩分除去装置（モバイルRO装置）を移設し、同装置による塩分除去を行う予定です。

4号機（廃止）

- 平成 23 年 3 月 15 日午前 6 時頃、大きな音が発生し、原子炉建屋 5 階屋根付近に損傷を確認しました。
- 平成 23 年 7 月 31 日午後 0 時 44 分、使用済燃料プール冷却浄化系の代替冷却装置によるプール水の循環冷却を開始しました。
- 平成 24 年 4 月 27 日午後 4 時 3 分、原子炉ウェルおよび使用済燃料プールの塩分除去を目的として新たに設置した塩分除去装置（モバイルRO装置）の運転を開始しました。これまで、同装置による使用済燃料プールの塩分除去を行っていましたが、原子炉ウェル側の準備が整ったことから、同年 7 月 13 日、試運転を開始しました。運転状態に問題がないことから、同年 7 月 14 日午後 2 時 20 分、同装置による原子炉ウェルの塩分除去の本格運転を開始しました。今後、塩分濃度の状況を見ながら原子炉ウェルと使用済燃料プールを適宜切り替え、同装置による塩分除去を実施する予定です。同年 8 月 27 日午後 2 時 35 分、原子炉ウェルおよび使用済燃料プールの塩分濃度の低減が確認されたことから、同装置を停止しました。

5号機（定期検査で停止中）

- 安全上の問題がない原子炉水位を確保しています。
- 平成 23 年 3 月 19 日午前 5 時、残留熱除去系ポンプを起動し、使用済燃料プールの冷却を開始しました。
- 平成 23 年 7 月 15 日午後 2 時 45 分、残留熱除去海水系ポンプ（B系）による残留熱除去系（B系）の運転を開始しました。
- 平成 23 年 12 月 22 日午前 11 時 25 分、補機冷却海水系ポンプ（B系）による補機冷却海水系（B系）の運転を開始しました。
- 平成 24 年 5 月 29 日午前 10 時 33 分、これまで機器ハッチを開口することにより行っていた原子炉格納容器内の排気について、原子炉格納容器内より直接行うため、震災以降停止していた原子炉格納容器排気ファンを起動しました。
- 平成 24 年 6 月 1 日午前 10 時 30 分、原子炉格納容器内の排気について、原子炉格納容器排気ファンによる連続運転を開始しました。
- 補機冷却海水系ポンプ（A）の復旧作業が完了したため、平成 24 年 8 月 29 日午前 11 時 30 分、試運転を開始しました。同日午後 1 時、運転状態に異常がないことを確認したため、本格運用を開始しました。
- 津波の影響により使用出来なかった残留熱除去海水系ポンプ（A）および（C）の復旧作業が完了したため、平成 24 年 8 月 23、24 日に試運転を実施し、異常がないことを確認しました。同年 8 月 30 日午前 9 時 29 分、残留熱除去系（B）を停止し、同日午前 11 時 33 分、残留熱除

去系（A）を起動しました。以降運転状態に異常がないことから、残留熱除去系（A）の本格運用を開始しました。これにより、本設の残留熱除去系はA系とB系の両系統が復旧しました。

6号機（定期検査で停止中）

- ・ 安全上の問題がない原子炉水位を確保しています。
- ・ 平成23年3月19日午後10時14分、残留熱除去系ポンプを起動し、使用済燃料プールの冷却を開始しました。
- ・ 平成23年9月15日午後2時33分、原子炉は残留熱除去系、使用済燃料プールは補機冷却系および燃料プール冷却系、各々の系統による冷却を開始しました。
- ・ 平成24年5月15日午後2時20分、これまで機器ハッチを開口することにより行っていた原子炉格納容器内の排気について、原子炉格納容器内より直接行うため、震災以降停止していた原子炉格納容器排気ファンを起動しました。
- ・ 平成24年5月18日午後2時12分、原子炉格納容器内の排気について、原子炉格納容器排気ファンによる連続運転を開始しました。

その他

- ・ 平成23年6月13日午前10時頃、2、3号機スクリーンエリアに設置した循環型海水浄化装置の運転を開始しました。
- ・ 平成23年6月17日午後8時、水処理設備において滞留水の処理を開始しました。また、7月2日午後6時、水処理設備による処理水を、バッファタンクを経由して原子炉へ注水する循環注水冷却を開始しました。
- ・ 平成23年8月19日午後7時41分、セシウム吸着装置から除染装置へのラインと第二セシウム吸着装置の処理ラインの並列運転による滞留水の処理を開始しました。
- ・ 平成23年10月7日午後2時6分、伐採木の自然発火防止や粉塵の飛散防止を目的とした構内散水を、5、6号機滞留水浄化後の水を利用し、開始しました。
- ・ 地下水による海洋汚染拡大防止を目的として、平成23年10月28日、1～4号機の既設護岸の前面に海側遮水壁の設置に関する工事に着手しました。
- ・ 平成23年12月13日午後0時25分、淡水化装置（逆浸透膜式）において、淡水化処理後の濃縮水発生量の抑制を目的とした、再循環運転による運用を開始しました。
- ・ 3号機タービン建屋地下と4号機タービン建屋地下は構造上つながっており、4号機タービン建屋地下から溜まり水を移送することで、3号機タービン建屋地下の溜まり水も移送可能なことから、滞留水移送配管の信頼性向上を目的として、4号機タービン建屋地下から集中廃棄物処理施設への移送配管（ポリエチレン管）を敷設する工事を行っておりました。同工事が完了したことから、平成24年8月30日午後4時15分、4号機タービン建屋地下から集中廃棄物処理施設（雑固体廃棄物減容処理建屋〔高温焼却炉建屋〕）へ溜まり水の移送を開始しました。その後、平成24年9月4日午後5時18分、移送を停止し、同日午後5時31分、移送を再開しました。
- ・ 平成24年9月4日、2号機原子炉建屋開口部（ブローアウトパネル）のダストサンプリングを実施しました。
- ・ 平成24年9月4日、2号機原子炉格納容器ガス管理システムのチャコールフィルタ・粒子状フィルタのサンプリングを実施しました。
- ・ 平成24年9月5日午前10時から午後3時まで、6号機タービン建屋地下から仮設タンクへ溜まり水の移送を実施しました。
- ・ 平成24年9月5日午前4時25分、免震重要棟において所内電源で過負荷トリップの警報が発生し、正門・西門・企業厚生棟の電源が切れていることを確認しました。このため、正門の連続ダストモニタが使用できなくなったことから、午前5時5分、全面マスク着用省略の運用を一時的に中止しました。その後、代替の電源に切り替えを行い、連続ダストモニタが復旧したことから、午前6時15分、全面マスク着用省略の運用を再開しました。なお、1～6号機のプラントに影響はなく、各種パラメータおよびモニタリングポストの値に影響はありません。

- 平成 24 年 8 月 30 日午後 3 時、定時のデータ確認において、1～3 号機の原子炉注水量が以下のとおり低下していることを当社社員が確認しました。

1 号機：必要注水量 4.3m³/時に対して、注水量 4.9m³/時（午後 2 時時点）から 4m³/時に低下
2 号機：必要注水量 6.1m³/時に対して、注水量 7m³/時（午後 2 時時点）から 5.5m³/時に低下
3 号機：必要注水量 6.1m³/時に対して、注水量 7m³/時（午後 2 時時点）から 5.6m³/時に低下

このため、同日午後 3 時に 2 号機、同日午後 3 時 5 分に 3 号機、同日午後 3 時 7 分に 1 号機について、原子炉施設保安規定*¹で定める「運転上の制限」*²を満足していないと当直長が判断しました。現場にて注水量の増加操作を実施しましたが、引き続き低下傾向が見られたため、注水量の継続監視を行い、適宜、必要注水量を確保するため注水量の調整を実施しました。また、現場を確認した結果、原子炉注水系からの漏えいがないことを確認しました。

その後、流量低下事象発生時に稼働していた常用高台炉注水ポンプ（B）および（C）のポンプ内への空気の混入の有無を確認しましたが、ポンプ内への空気の混入がないことを確認しました。また、流量調整弁に何らかのゴミや異物等が付着している可能性が考えられるため、8 月 31 日、フラッシング作業を実施しました。

（9 月 1 日より各号機の必要注水量は、1 号機が 3.8m³/時、2 号機が 5.4m³/時、3 号機が 5.4m³/時に変更となっております。）

9 月 2 日、流量低下の原因調査の一環として各号機入口の流量調整弁の開度を大きくし、異物の付着を抑制する作業を実施しました。同作業後も注水量の継続監視を行っており、適宜注水量の調整を実施しました。

9 月 4 日午前 11 時 55 分から午後 1 時にかけて、待機中の常用高台炉注水ポンプ（C）のポンプ吸込側に設置されているスプールの取外しと内部点検、および午後 0 時から午後 0 時 50 分にかけて、バッファタンク水冷却用の冷凍機入口に設置しているストレーナ（冷凍機 6 台中の 2 台）について、異物の付着状況を確認しました。常用高台炉注水ポンプ（C）吸込配管内面に、異物等は確認されませんでした。バッファタンク水冷却用冷凍機入口のストレーナに、褐色および白色の異物が付着していることを確認しました。

その後も注水量の継続監視を行っていましたが、引き続き低下傾向が見られたため、以下のとおり注水量の調整を実施しました。

・ 9 月 5 日午前 10 時 30 分

2 号機：給水系 1.2m³/時から 2.0m³/時、炉心スプレイ系 5.0m³/時で調整なし。（合計 6.2m³/時から 7.0m³/時に調整。）

3 号機：給水系 4.3m³/時から 4.5m³/時、炉心スプレイ系 2.0m³/時から 2.5m³/時に調整。（合計 6.3m³/時から 7.0m³/時に調整。）

今後、引き続き原因について調査するとともに、注水量の継続監視を行ってまいります。なお、各号機の原子炉圧力容器下部に変化はなく、他のプラントパラメータおよび発電所内のモニタリングポストにも有意な変動は確認されておりません。

以 上

* 1 原子炉施設保安規定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 37 条第 1 項の規定に基づき、原子炉設置者による原子力発電所の安全運転及び安定状態の維持にあたって遵守すべき基本的事項（運転管理・燃料管理・放射線管理・緊急時の処置・「中期的安全確保の考え方」に基づく設備の管理など）を定めたもので、国の認可をうけている。

* 2 運転上の制限

原子炉施設保安規定では、原子炉の運転に関する多重の安全機能の確保及び原子力発電所の安定状態の維持のために必要な動作可能機器等の台数や遵守すべき温度・圧力などの制限が定められており、これを運転上の制限という。保安規定に定められている機器等に不具合が生じ、一時的に運転上の制限を満足しない状態が発生した場合は、要求される措置に基づき対応することになっている。